

○刑事選考要綱の制定について

(昭和56年4月21日
例規(刑)第11号警察本部長)

(沿革) 昭和57年4月例規(刑)第9号、12月第32号、82年5月例規(警)第12号、平成4年4月第12号、5年5月例規(刑)第10号、6年3月例規(警)第4号、10年3月第11号、14年4月第40号、17年3月第22号改正

各部長・参事官・所長

このたび刑事警察強化総合対策の一環として、別添のとおり「刑事選考要綱」を定め、昭和56年5月1日から施行することとしたので運用上誤りのないようにされた。

なお、この要綱の趣旨及び運用上の留意事項は次のとおりである。

記

1 要綱制定の趣旨

捜査を取り巻く環境の悪化等から捜査活動が一層困難化しつつあるなかで適正かつ効果的な捜査活動を推進するためには、犯罪捜査に専従する刑事警察官（以下「刑事」という。）の資質、能力を高めることが不可欠である。

そのためには、刑事として優れた素質と熱意を有する者を早期に登用するための適正な選考基準、選考方法さらにこれに引続く効果的任用教養の実施、刑事への任用、任用後の実務指導等一連のシステムを整備充実する必要がある。

そこで新たに巡査及び巡査部長の階級にある警察官の中から捜査に専従する者の選考、教養、任用等に関して必要な事項を定めたものである。

2 運用上の留意事項

(1) 適任者の推せん

刑事適任者の推せんに当たっては、将来性等を含めて各項目を総合的に検討し、刑事としての適格性を判定すること。

(2) 刑事の任用

新たに刑事に任用する場合は、捜査実務経験のない巡査及び巡査部長の階級にある警察官を刑事に任用する場合のことであり、現に刑事である者又は過去に刑事であった者が配置換え等により刑事に任用される場合は含まない。

刑事選考要綱

第1 目的

この要綱は、犯罪捜査に専従する巡査及び巡査部長の階級にある警察官（以下「刑事」という。）の選考、教養及び任用等に関して必要な事項を定め、もって刑事の適正な選考と資質の向上を図ることを目的とする。

第2 刑事選考委員会の設置

- 1 刑事の適正な選考を図るため、県本部に委員長、副委員長及び委員をもって構成する「刑事選考委員会」（以下「選考委員会」という。）を設置する。
- 2 選考委員会の委員長、副委員長及び委員は、次に掲げる者とする。
 - (1) 委員長 刑事部長
 - (2) 副委員長 刑事部参事官
 - (3) 委員 警務課長、教養課長、刑事総務課長、捜査第一課長、捜査第二課長、捜査第三課長、鑑識課長、機動捜査隊長、組織犯罪対策課長、薬物銃器対策課長、捜査第四課長、国際捜査課長、捜査実務研修所長、刑事総務課管理官（指導）、警察学校副校長
- 3 委員長は、必要のつど委員を招集し、会議を主宰する。
- 4 選考委員会の庶務は、捜査実務研修所において行う。

第3 適任者の推せん

- 1 署長は、刑事に任用することが適当であると認められる者を別表に定める「刑事適任者選考基準」により選考し、「刑事適任者推せん書」（別記様式第1号）をもって選考委員会に上申するものとする。
- 2 署長以外の所属長は、前項に準じて刑事適任者を選考し、選考委員会に上申することができるものとする。
- 3 前2項の上申の時期は、選考委員会が指定するものとする。

第4 適任者の選考

選考委員会は、所属長から上申された者について、別に定める方法により適任者を選考して合格者（以下「選考合格者」という。）を決定し、その結果を上申した所属長に通知するものとする。

第5 合格証書の授与

選考委員会の委員長は、選考合格者に対し「合格証書」（別記様式第1号の2）を授与するものとする。

第6 任用教養の実施

選考合格者に対しては、別に定める「刑事任用教養要領」に基づき、刑事として必要な基礎的知識・技術を習得させるための教養（以下「任用教養」という。）を行うものとする。

第7 刑事適任者名簿への登録等

- 1 選考委員会は、任用教養における任用教養終了者の成績、実行等を総合的に検討し、刑事任用適任者を決定して刑事適任者名簿（別記様式第2号。以下「名簿」という。）に登録するとともに、その写しを「刑事適任者名簿登録通知書（別記様式第3号。以下「通知書」という。）と一緒に当該所属長に通知するものとする。
- 2 所属長は、名簿に登録されている者が他の所属に異動したときは、その旨を選考委員会に報告するとともに、異動先の所属長に通知するものとする。
- 3 名簿登録の有効期間は3年とする。

第8 刑事の任用

- 1 署長は、新たに刑事に任用する場合は、名簿に登録されている者から順次、刑事に任用するとともに、その結果を選考委員会に報告するものとする。
- 2 署長は、名簿に登録されている者の早期任用について配慮するものとする。

第9 名簿からの削除

- 1 所属長は、名簿に登録されている者について、刑事に任用することが適当でないとする理由が生じたときは、選考委員会にその旨を報告するものとする。
- 2 選考委員会は、前項の報告に基づき、任用することが適当でないと認めるときは、その者を名簿から削除するとともに、その旨を当該所属長に通知するものとする。

第10 任用の特例

- 1 署長は、所属に名簿登録者がいない場合は、事前を選考委員会の承認を受けて所属の選考合格者の中から刑事に任用するものとする。
- 2 署長は、前項に掲げる者を任用したときは、任用後できるかぎりすみやかに任用教養を受講させるものとする。

第11 名簿等の保管

所属長は本要綱に基づき作成した刑事適任者推せん書、名簿、通知書の保管については、適正に行うものとする。